

令和 8 年 9 月 1 1 日

課 名： 総務課

内 線： 8415、8416

直 通： 0944-77-8415

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者等：住所 柳川市大和町塩塚 9 5 6 番地 1

商号又は名称 有限会社 太陽ハウス工業

2 指名停止の期間： 令和 8 年 9 月 1 1 日～令和 8 年 1 0 月 1 0 日（1 か月）

3 事実概要：

(有)太陽ハウス工業は、令和 7 年 1 月 2 0 日、柳川市大和町に所在する居宅の改修工事において、同工事に従事する従業者の業務に関して、危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じなかった。このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、柳川簡易裁判所から罰金 3 0 万円の略式命令を受け、令和 8 年 4 月 1 7 日付で刑が確定した。以上のことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当するため、指示処分を受けた。

4 指名停止の理由：

このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 1 に該当する。

従って、本件については、指名停止 1 か月とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第 2 の 1 1 に該当】

番号	項 目	措 置 要 件	期 間
11	建設業法違反行為（一般工事に係るもの）	九州地域内において、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（市発注工事等に係るものを除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内